

建武・暦応の西摂津・北摂津合戦

市 沢 哲

はじめに

建武三年(延元元年・一三三六)五月、九州に没落していた足利尊氏・直義は、湊川合戦で新田・楠木氏を破って京都に攻め入った。まもなく比叡山にこもった後醍醐天皇は降伏し、十一月に足利氏は当面の基本方針を定めた「建武式目」を制定する。通説的にはこれをもって室町幕府の成立とする。しかし、十二月に後醍醐は京都を脱出して南朝を樹立し、七〇余年にわたる南北朝の内乱が始まることになる。『太平記』は後醍醐の南朝樹立と京都から北陸に転戦した新田勢の苦戦という状況の中で、諸国のいわゆる「宮方」が一斉に反撃に転じようとしたことを「諸国宮方蜂起事」という項を立てて、印象的に叙述している。そのなかに、播磨での南朝勢の蜂起が次のように

記されている。

金谷治部大輔経氏ハ播磨国東條東条ヨリ打テ出テ、
吉河(吉川)高田カ勢ヲ付テ、丹生山ニ城郭ヲ構テ、山
陰ノ中道ヲ支塞ク⁽¹⁾(西源院本)

しかし、文書史料によれば、新田氏配下の武将金谷経氏は、後醍醐が足利氏に降伏するより早い九月の段階ですでに蜂起していることが確かめられる。『太平記』は金谷の蜂起と南朝樹立の順序を逆転させて、後醍醐の京都脱出と南朝の成立が諸国の「宮方」の士気を高めた、というストーリーを創作したのである。

本稿ではこの金谷氏の蜂起を取り上げ、その勢力のひろがり足利側の反応をトレースし、成立間もない室町幕府が西摂津をどう位置付けていたのかを考えることにしたい。すでにこの蜂起については、『新修神戸市史』⁽²⁾等

で紹介したところであるが、自治体史という性格から市域外を十分に対象として組み込むことができなかった。そこで今回は、これまで論じることができなかった金谷勢の勢力圏の東側に注目し、論を進めることにしたい。

一 金谷経氏の蜂起

まず、議論を進める前提として、前稿をもとに金谷氏蜂起の概略を説明しておきたい。金谷氏の蜂起を示す早い史料は、建武三年九月五日以来播磨国下端(現在の神戸市垂水区下畑)・押部神戸市西区・志染(三木市)で金谷勢と戦ったことを記す、島津忠兼の軍忠状である。忠兼は播磨国揖保荘地頭で、足利方の赤松氏に従って西側から金谷勢に対抗した。

忠兼が残した軍忠状を手掛かりに、金谷勢と赤松勢の交戦地点を列記していくと、外周部では①西側は加古川流域の福田荘(小野市)、②北側は金谷氏拳兵の地である吉川(三木市)・東条(加東市)から北上する道と丹波街道が交差する三草(加東市)、③南側は明石とその近隣の和坂、前出の下端、さらには兵庫津を中心とする湊川、生田、摩耶山、等をあげることができる。

また、金谷勢の拠点である丹生山の付近では前出の志染、押部に加え、櫛谷城、志武礼山、淡河、石峯寺以上神戸市西区、さらに丹生山を擁する山田荘内の各地でも合戦が行われた。こうしてみると、『太平記』が「丹生山ニ城郭ヲ構テ、山陰ノ中道ヲ支塞ク」と記したように、金谷勢は摂津と播磨を結ぶ内陸の要路である湯山街道の西側を勢力圏に収め、そこから南側の海岸部、北側の丹波路に圧力をかけていたといえるだろう。

では、金谷氏勢力の東端はどういう状況にあったのだろうか。この点で注目されるのは、忠兼と同じく赤松氏配下としてこの合戦に臨んだ内藤孫七の軍忠状である。この軍忠状には孫七が参加した「播州山田丹生寺凶徒等」を「退治」する合戦が書き上げられている。これによると孫七は山田荘内の谷上での合戦をへて、暦応三年六月五日には「馳向多田藏人城、捨身致合戦、切破逆茂木越堀壁、責入城内、追落御敵」たという。ここで注意を引くのが、孫七が「多田藏人城」に攻撃をかけたと述べていることである。常識的に考えて、「多田藏人」とは多田院御家人の一族であったとすべきであろう。つまり、金谷勢は東側で多田院の勢力とつながっていたのである。

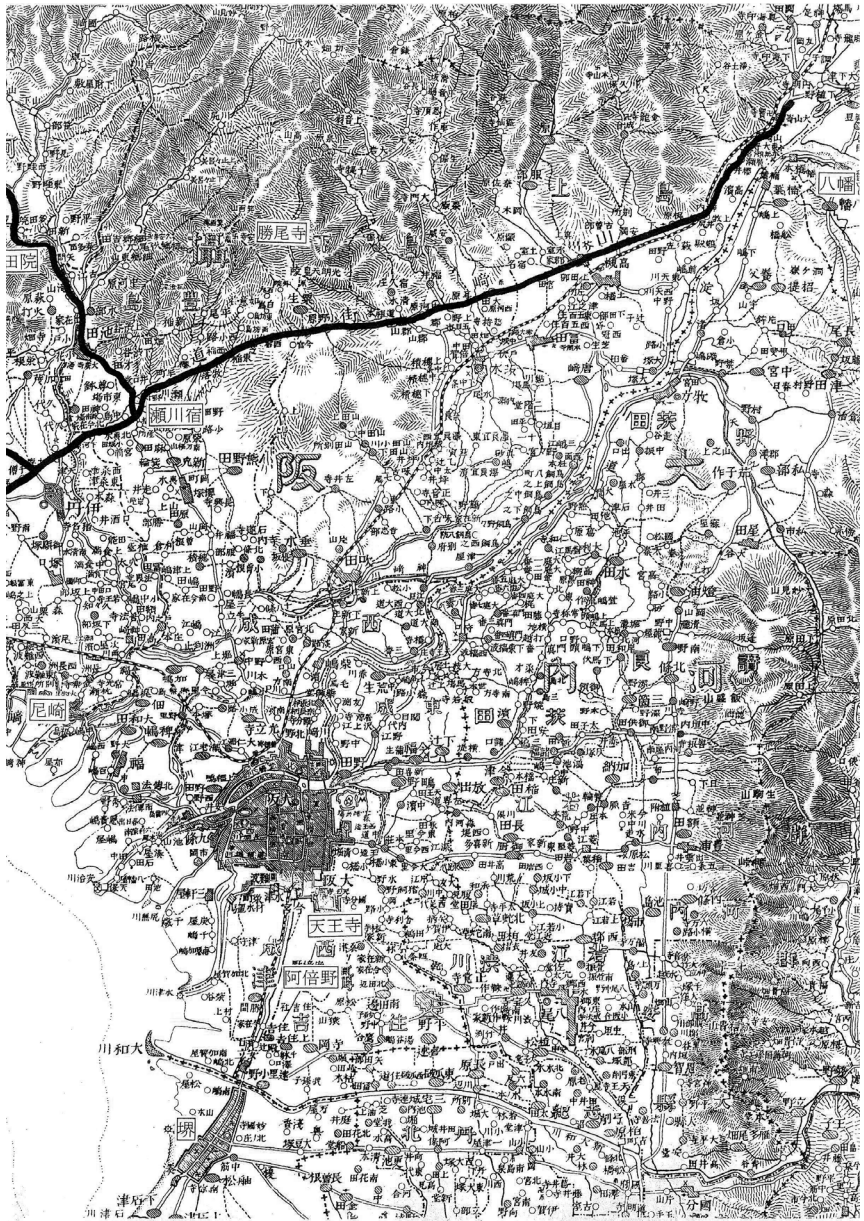
このことは、他の武士の軍忠状からも明らかである。三田市貴志を本貫とする貴志義氏は、建武五年(二三三八)四月に西宮の瓦林城で金谷勢の攻撃を受けている。この時義氏は、自身の軍忠状に敵勢のことを「香下寺・丹生寺両城凶徒等」と記している⁽⁵⁾。丹生寺は間違いなく金谷勢の本拠丹生山を指す。一方の「香下寺」とは現在三田市の羽束山にあった香下寺(現在は羽束山の西麓に所在を指すのであろう。香下には山岳寺院、城跡が残っており、中世にしばしば軍事的拠点として利用されたと考えられる⁽⁶⁾)。

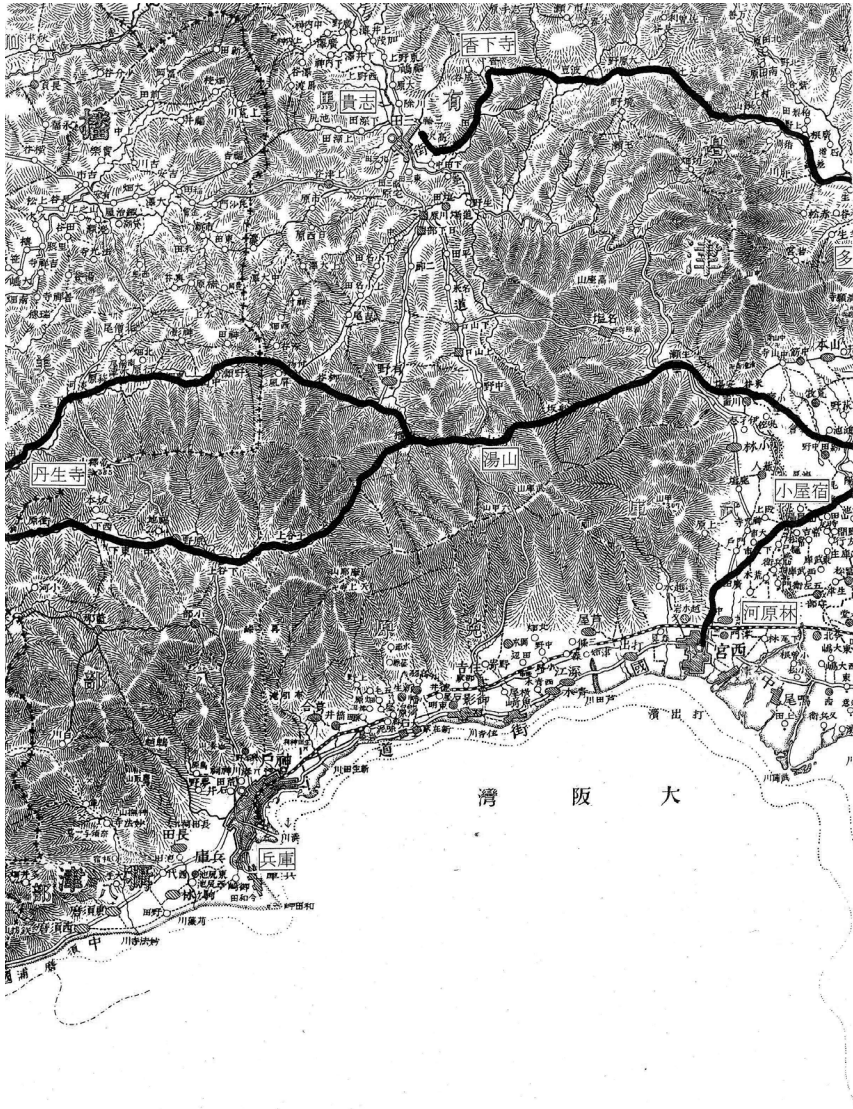
ここで注目されるのは香下寺の位置である。西国街道の要衝に南北朝期にしばしば合戦のあった瀬川宿豊島河原・現在の箕面市)がある。香下寺は瀬川宿から北上し、多田院を通過して三田に抜ける現在の県道六八号線(川西三田線)上にある。つまり、香下寺と多田院とは交通至便の位置にあったのである(地図参照)。これらのことを考え合わせると、金谷勢は東側では香下寺に軍勢をおいた多田院勢力と連携していたと考えるのが自然であろう⁽⁷⁾。

金谷勢の西側の勢力圏が、福原を中心として加古川と湯山街道を外縁とするかつての平氏の勢力圏と重なるこ

とについては以前に指摘したが、以上の検討より、平氏が東側で多田源氏と連携したように、金谷勢も平氏勢力圏と同じく東側で多田院勢力と連携して勢力圏を形作っていたのである⁽⁸⁾。もちろん、平氏勢力圏と金谷勢の勢力圏には違いもある。大きな違いとしては、金谷勢は北摂・西摂津の山間の要路を押さえ、明石、兵庫、尼崎、伊丹といった海岸部の地域に覆い被さるような位置をとっていたが、いうまでもなく平氏は摂津国兔原郡や加古川河口の五箇荘など海岸部を押さえていた。このような違いはあるが、山間部についていえば、金谷勢の勢力圏はこの時に突然つくられたものではなく、平家の勢力圏がそうであったように、古い歴史を持つ山側の地域的なまとまりを基盤として、その上につくられたと考えるべきであろう。

以上、金谷勢の空間的な広がりを検討してきたが、これと並んで注目されるのは、この蜂起がなかなか鎮圧されなかったという問題である⁽⁹⁾。島津忠兼の軍忠状は暦応二年(二三三九)九月に山田荘、櫛谷城(神戸市西区)での合戦を最後に途絶えるが、同じく赤松氏の配下にあった前出の内藤孫七の軍忠状によれば、戦闘は暦応三年(三四





(日本歴史地名大系『兵庫県の地名』平凡社、2001年の付録を下図とした)

○七月まで続いている。つまり、金谷氏は少なくとも四年近くこの地域に勢力を維持していたことになるのである。なぜ室町幕府はこの蜂起を容易に鎮圧できなかったのだろうか。金谷勢が手強い相手であったことももちろん考えられるが、幕府側の反撃の過程に注目し、さらにこの合戦の性格について考えることにしたい。

二 京都近辺の戦局

以上で検討したように、金谷勢は湯山街道を押さえ、さらに京都と播磨を結ぶ丹波路や海岸部の明石、兵庫等に圧力をかけており、幕府にとっては無視できない反乱であったと思われる。幕府は金谷勢に対して東西両方面から攻撃をかけたが、注目すべきは東側と西側では反撃のテンポが大きくずれていることである。

先にも述べたように、西側では遅くとも建武三年(三三六)の十月には赤松氏配下の島津忠兼らが金谷勢と交戦し、その後も合戦は断続的に続いている。しかし、東側での動きは摂津国守護赤松範資が兵庫・湊川に兵を進めた建武五年三月末に至るまで見られない⁽¹²⁾。この合戦は、幕府側が兵庫とその周辺の確保を目指した戦いで、東側

からは先にも述べたように摂津国の武士を率いた赤松範資、それに加えて京都に駐留する武士を率いた石塔頼房が兵庫に兵を進めた⁽¹³⁾。これとほぼ同時に、西側からは播磨国守護赤松円心も兵庫に兵を入れており⁽¹⁴⁾、幕府は東西から兵庫の確保を目指したらしい。しかし、東側からの派兵はその後続かず、本格的な反撃は西側の戦端が開かれてからすでに二年ほど経った、暦応元年(三三八)の九月に至るまで行われなかった。金谷勢が勢力を維持し続けた理由の一端は、幕府が東側からなかなか圧力をかけなかったことに求めることができそうである。

それではなぜ、幕府は西側と同時に東側から反撃を試みなかったのだろうか。建武五年三月に東西から兵を入れて兵庫の確保を目指したことを念頭に置けば、西の播磨側と呼応しながら東の摂津側から金谷勢に圧力をかけることもできたはずである。そこで、金谷氏が蜂起した建武三年十月以降の京都周辺の状況に目を向けてみよう。薩摩国の武士、本田久兼・資兼兄弟はこの間京都にあつて、諸方の合戦に従軍している。彼らが残した軍忠状から、京都に駐留する武士たちの行動をトレースしてみよう。まず、建武四年一月には病の久兼に代わって資兼

が越前国敦賀での合戦に参加している。⁽¹⁵⁾これは建武三年十月に北陸に下った新田義貞勢との合戦であろう。その後建武四年十月に久兼は大和、河内での合戦に従軍、⁽¹⁶⁾さらに翌建武五年の三月には京都の八幡、和泉での合戦に向かっている。⁽¹⁷⁾このうち和泉での合戦は奥州から進軍してきた北畠顕家軍との合戦である。顕家軍についていえば、これ以前の同年の一月に幕府軍と美濃国青野原で大規模な合戦を行っている。久兼は青野原合戦に従軍した軍忠状を残していないが、京都に駐留する軍勢の多くがこの合戦に投入されたことは、大将級の大名が多く参加したことから考えて間違いない。⁽¹⁸⁾また、かつて顕家率いる奥州勢に京都を追われた経験から、顕家軍との対決は室町幕府にとってきわめて重要な意味を持っていたはずである。久兼が参加した合戦にこの青野原合戦も加えて考えれば、幕府は北陸、大和、河内、山城、さらには強敵の顕家軍に対処しなければならず、金谷勢鎮庄のため西へと兵を振り向ける十分な余裕はなかったのであろう。このような戦局が、東側での幕府の反撃が遅れる大きな理由になったことは想像に難くない。南北朝期内乱期の合戦は各地で展開する合戦が互いに影響し合っており、

合戦を単体で分析できるか慎重な判断が必要とされる。金谷勢の消長はその好例といえる。

さらに、以上のような戦局を念頭に置けば、先に述べた建武五年三月の兵庫での合戦の特殊性が浮かび上がる。先にも述べたように、この時は西側と呼応して東側からも幕府は兵庫に兵を入れた。これは京都近辺の合戦に集中する幕府がとった例外的な軍事行動のように思えるのである。厳しい戦局の中でも、幕府が兵庫の確保を優先していた可能性を指摘しておきたい。

三 暦応元年幕府の反撃

1 摂津国武士の動員

暦応元年(建武五年・延元三年・一三三八)幕府は当面の最大の敵、北畠顕家を和泉で敗死に追い込み、その残党を立てこもる京都の八幡を落とすと、ようやく東側から金谷勢の鎮庄に着手する。貴志義氏の軍忠状⁽¹⁹⁾によると、義氏は暦応元年(一三三八)八月上旬、京都から尼崎に入った幕府の大將に属して兵庫に出陣した。さらに九月上旬には有馬郡を攻撃するため、小屋宿(伊丹市)で追討軍が集まるのを待ったが、幕府側に与力する兵は集まらず、同

月二十一日「無勢」のまま小屋宿を出発し、別宮山(場所

不詳)に陣を取った。幕府軍はその直後から丹生寺・香下寺を拠点とする金谷勢の攻撃を受け、一進一退の合戦を続けるが、その後攻勢に転じた見え、十月二十日には敵の本拠香下城・中多和城に攻撃をかけて、義氏は湯山左衛門三郎を討ち取った。香下城・中多和城に湯山を名乗る武士がいたことは、湯山街道に展開する金谷経氏の勢力が三田市域にまで入り込んでいたことをよくあらわしている。

右の義氏の行動で注目したのは、九月上旬に義氏が小屋宿に入り、味方が揃うのを待ったという点である。おそらく有馬郡の金谷勢を追討するため幕府から動員を受けたのであろう。その想定を念頭に置いたとき、勝尾寺文書の中に興味深い史料を見いだすことができる。

〔瑞表書〕
「守護代々弓箭事」

(退治・守護)

為山田御敵 庄園衆不論権門本所領、至庄

官沙汰人等、可発向 催促畢、不堪武勇於

者、可進入弓箭之由、自大将方被触仰者也、

今月十日以前、可被致整沙汰候、恐々謹言

〔弓五十張、
箭五十腰〕

建武五年九月五日

沙弥円道(花押)

謹上 勝尾寺院主御房

右の文書は摂津国内の荘園に対し、摂津国守護代の沙弥円道が荘官沙汰人については従軍し、「武勇に堪えざる」者には「弓箭」を進上せよという命令を勝尾寺に伝えたものである。そしてこの時勝尾寺は「武勇に堪えざる」者として、それぞれ五〇ずつの弓と箭を供出するよう命令を受けたのであった。ここで注目されるのは、この時の合戦が「山田御敵」追討のためであったこと、さらに弓箭の提出期日が建武五年九月十日以前とされたこと、の二点である。建武五年は暦応元年と同年であるから、弓箭の提出日九月十日は貴志義氏が小屋宿で有馬郡追討の軍勢が揃うのを待っていた暦応元年九月上旬と一致する。この点を念頭に置けば「山田御敵」の山田とは、丹生寺を含む山田荘、すなわち金谷勢を意味すると考えられる。

つまり右の史料から、金谷勢攻撃のため、国内の荘園に対して人員の動員、物資の供出が命じられたことがわかるのである。貴志義氏はこのような動員命令に応じて、

小屋宿で軍勢が揃うのを待ったのであろう。幕府による東側からの金谷勢攻撃は摂津国全体に影響を及ぼす軍事行動であった。しかし、義氏の軍忠状が語るように、小屋宿への摂津国武士の結集は成功しなかった。ちなみに勝尾寺も、これ以前に寺が襲撃され、弓箭が奪われたことを理由に、供出には応じなかった。⁽²¹⁾このような摂津国武士の行動については後に触れることにし、東側からの合戦に参加した武士の、もう一つのグループがあったことを次に検討しよう。

2 遠征軍の参加

先ほど検討した勝尾寺文書は、守護代が勝尾寺に武器の供出を命じたものであったが、守護代に命令を下したのは誰だったのであろうか。常識的に考えると、守護代に命令するのは守護である。しかし、このケースについてはやや事情が違っている。引用した文書には「弓箭を進め入れるべきの由、大將方より触れ仰せられるものなり」とあり、守護代は「大將」から命令を受けている。この点についてはすでに『伊丹市史』⁽²²⁾が注意を喚起しており、摂津国には守護(赤松範資)と国大將(仁木義基)が併置されており、軍勢や兵器の催促は、国大將が守護方を

介して行ったことが指摘されている。

ところで、この国大將仁木に従軍した武士のうちに、摂津国の武士以外の武士たちを見いだすことができる。次にその二人、東北の武士石河兼光、本貫地は不明であるが摂津国以外であることは確実な天野遠政の軍忠状を検討してみよう。

石河五郎太郎兼光軍忠事

右去五月廿九日、為御手馳向山崎、六月十八日、一族等並安積新兵衛尉相共乗船渡河、所凶徒楯籠焼払橋本在家等、追散御敵等、即押寄八幡北搦手、至于今月十二日、居住彼所、連々合戦抽忠節之条、(中略)安積新兵衛尉以下所存知也、(中略)兼光又一族相共属仁木右馬助殿、馳向尼崎、自去七月十二日、至于八月三日致忠畢、然者為賜御証判、恐惶謹言、

建武五年八月日

「承了
(上杉重能)
(花押)」⁽²¹⁾

天野安芸三郎遠政申八幡合戦事

右去五月廿九日、大渡後発向之間、属于御手、同晦日、御向之間、給役所致警固之刻、去六月十八日、

為退治八幡山楯籠凶徒等、被差向軍勢之間、一族若
党等令責上当山、於責口晝夜致警固、連々所致軍忠
也、(中略)加之、属仁木右馬助殿手、可罷向之由、
蒙仰之間、舍弟十郎以下一族等、于今尼崎警固最中
也、然早賜御証判、為備後証、恐々言上如件、

建武五年閏七月十四日

〔承了(上杉重能)〕
〔花押(2)〕

二人の軍忠状には共通点がある。それは、五月二十九
日以来、山城国の八幡、橋本で南朝軍と戦っていること
である。当時八幡には和泉で敗死した北畠顕家軍の一部
が立てこもっていた。それぞれの軍忠状で中略した部分
でも八幡合戦での軍忠が述べられている。八幡攻撃の指
揮をとったのは高師直と上杉重能であり、石河、天野の
両氏が重能から証判を受けたのもそのためであると考え
られる。さらにその後、仁木右馬助に従って尼崎に入り、
石河兼光は軍忠状を提出した八月まで尼崎(それ以外の地
名が出てこない)ので、兼光は尼崎に駐留したと考えてよいであ
る)で活動し、一方の天野遠政は軍忠状を提出した閏七
月の段階で尼崎を警護中であった。つまり二人は、八幡
での合戦から尼崎従軍へと連続して合戦に参加したので

あった。

このような武士の行動は、金谷勢との合戦に一見無関
係のように見えるが、実は金谷勢鎮圧戦の性格を考える
上で、興味深い論点を提供してくれる。少し時間をさか
のぼり、八幡合戦に至る経過をたどり直してみよう。こ
の時期に残された軍忠状によれば、幕府軍の戦闘はおお
よそ次のように推移している。(2)

- ① 建武五年三月上旬に北畠顕家と天王寺及びその周
辺で合戦。並行して北畠軍がこもる八幡で合戦。
 - ② 五月二十一日北畠顕家、和泉国堺浦で戦死。
 - ③ 引き続き北畠軍の残党が合流した八幡で合戦。
 - ④ 七月十一、十二日に八幡を落し、南朝軍を没落さ
せる。
 - ⑤ 七月十二日金谷勢攻撃のため、仁木右馬助が尼崎
に進軍。
- あくまで残された軍忠状からの分析であるが、①〜④ま
での合戦には京都に駐留したと思われる各地の武士が多
数動員されたようである。ちなみに前出の石河兼光も動
員に応じている。(2)

また、残された軍忠状によれば、①〜④までの八幡と

天王寺、和泉の合戦には連続して参加した武士が多い。例えば、前出の本田久兼の場合、八幡↓天王寺・阿倍野↓兵庫↓八幡という順序で転戦している。このように、残された軍忠状から判断すると、①↪④の合戦には京都に結集した各地の多くの武士が、一連の合戦に連続的に動員されたようである。

ところが、尼崎への動員を記した軍忠状となるとその数は一気に減少する。例えば、三戸頼頭は建武五年四月十日付で山城国山崎、南都、天王寺・阿倍野を転戦した軍忠状⁽²⁸⁾、同年七月十三日付で和泉国における北畠頼家軍との合戦、その後の八幡合戦に参加した軍忠状⁽²⁹⁾を残している。しかし、頼頭の軍忠状はここで途切れ、尼崎への従軍を記した軍忠状は現存しない。継続的に軍忠状が残されていることを考慮すると、尼崎に転戦したが軍忠状が失われたと考えるより、頼頭の従軍は八幡合戦をもって一段落したと考える方が妥当であろう⁽³⁰⁾。このような事例は、逸見有朝についても同様で、有朝は和泉国での合戦の軍忠状、八幡での合戦の軍忠状を残しているが、尼崎出撃に関する軍忠状は残していないのである⁽³¹⁾。

以上煩瑣な考証が続いたが、八幡、天王寺、堺等での

合戦と金谷勢鎮圧の合戦に対する幕府の対応は、かなり違っていたことが明らかになった。前者が多数の武士の継続的な動員によっていたのに対し、後者は前者と比べると京都から派遣された軍勢は少数であった。とすれば、幕府は金谷勢との戦いを、先に見たような摂津国武士の動員を中心として進める方針を立てていたと考えるべきだろう。さらに、仁木とともに尼崎に向かった石河、天野が軍忠として申し立てたのは尼崎への移動と警護にすぎず、彼らが小屋宿を経て北上した軍忠状は残されていない。貴志義氏が味方の「無勢」を嘆いたのも、摂津国の武士だけが動員された結果だったのではないだろうか。以上の結果は、金谷勢との合戦を幕府がどうとらえていたかをよく示している。幕府にとって、兵庫、尼崎といった要衝の確保を別にすれば、この合戦は中央や他地域の軍勢を投入する合戦ではなく、地域の軍事力で解決すべきものだったのであろう。

しかし、幕府の頼みとする摂津国の武士たちは、金谷勢と対決するに十分な戦闘意志と戦力を持っていないかったようである。貴志義氏が味方の「無勢」を嘆いたことは先に述べたが、この一件に限らず、摂津国の国人の結

集力は決して強くなかった。例えば、観応三年(正平七年、一三五〇)に楠木正儀・吉良満貞・石塔頼房らが西撰に進攻した時、幕府は同年十一月に佐々木秀綱を大将として派遣するが、秀綱は苦戦の末翌年一月に京都に退却する。

この時の状況を貴族の洞院公賢はその日記に「佐渡判官入道道誉子息秀綱、深夜自撰州上洛了、向敵陣之処、無兵引退、失弓箭面目」⁽³³⁾と記し、兵力不足が敗因であったとしている。同様のことは康安二年(正平十七年、一三六二)

に楠木正儀が神崎川を上流で渡って、背後から幕府軍を突いて敗走させた戦いにおいても見られる。この時幕府側の大将は撰津国守護佐々木道誉の守護代箕浦次郎左衛門であったが、『太平記』は守護代箕浦の陣容を「(道誉は)其身ハ京都ニ有ナカラ、箕浦次郎左衛門ニ勢百四五十騎付テ、国ノ守護代ニソヨキタリケル、催促ノ国人取合テ、其勢纒ニ五百余騎」と、その軍勢が少なかったことを記している。また、『太平記』はこの合戦に参加した撰津国人として伊丹大和守、河原林弾正左衛門、芥河右馬允、中白一揆をあげているにすぎない。しかも彼らは戦局が不利と見ると、「中白一揆之勢三百余騎ハ、国人ナレハ案内ヲ知テ、何ノ間ニカ落失ケム、一騎モ残り留ラス、

只守護之家人纒ニ百四五十騎ソ、思ヒ切タル体ニ見ヘテ、二ヶ所ニ引ヘテ居タリケル」と、容易に戦線から離脱していったのであった。⁽³³⁾

このように、幕府が金谷勢との合戦をローカルな合戦と位置付け、撰津国の武士を中心に戦おうとしたことが、金谷勢追討を遅らせる原因になったのである。

むすびにかえて

以上、建武三年の金谷経氏の蜂起、及びこれに対する幕府の対応を検討してきた。最後に、本論の結論をまとめておきたい。

(1) 金谷勢の範囲は、湯山街道のならず三田市域の香下寺に広がっていた。香下寺には現在の県道六八号線(川西三田線)で結ばれる多田院の勢力が合流していたと考えられる。かかる金谷勢の勢力圏は、海岸部を併呑できなかった点では異なるが、山間部については西は湯山街道から加古川に至るエリアを押さえ、東は多田院勢力とつながるといふ点で、かつての平家勢力圏と類似していた。またこの勢力圏から、湯山から三田、多田院を経て瀬川宿に至る地域が道によってつながり、

一つの地域的なまとまりをなしていたことが推測される。

(2) 幕府は金谷勢を容易に鎮圧できなかったが、それは東側からの追討が遅れたからであったと考えられる。その理由として、①幕府は京都を防衛するために優先すべき合戦があった、②幕府は金谷勢との合戦を、京都を防衛する合戦とは異なり、ローカルな合戦と位置付け、外部から入れる軍勢を少数に抑え、摂津国の武士を主力として戦おうとした。しかし、摂津国の武士の幕府側への結集は十分ではなく、結果的に金谷勢を延命させることになったという、二つの事情が想定される。

(3) 一方で幕府は、兵庫については早い段階で東西から兵を入れて金谷勢に対抗しており、海岸部の維持については、それを重要視していたことがうかがわれる。

以上が本論で明らかにしえたことであるが、最後に西摂津統治に対する室町幕府の姿勢について見直しを示しておきたい。かつて指摘したように、平氏政権、鎌倉末期の鎌倉幕府は、西摂津から加古川にかけての東播磨を

ほぼ直轄化していた。その理由として、平氏政権は九州、西国を勢力基盤としており、西側の支配を重視していたこと、鎌倉幕府は対モンゴル戦遂行のため同じく西国方面の支配を重視していたこと、があげられる。それに対し、室町幕府は前述のように兵庫の確保には関心を示したが、平氏政権や鎌倉幕府のように西摂津を直轄化する志向を持たなかった。このことは、室町幕府が西国を直接統治する志向や西国を重要な基盤とする志向を持たなかったことと軌を一にしていると考えられる。本稿で対象とした金谷氏勢力に対する幕府の対応も、このような幕府の基本姿勢によるところが大きかったのではないだろうか。

注

(1) 『太平記』第十九卷「諸国宮方蜂起事」。以下、『太平記』は西源院本より引用した。

(2) 『新修神戸市史』歴史編Ⅱ(二〇一〇年第八章「南北朝の動乱と室町幕府」、及び拙稿「南北朝内乱からみた西摂津・東播磨の平氏勢力圏」(歴史資料ネットワーク編『地域社会から見た「源平合戦」―福原京と生田森・一の谷合戦―』(岩田書院、二〇〇七年)。

(3) 建武三年十月日付島津忠兼軍忠状(越前島津家文書、

『兵庫県史』史料編中世九。

- (4) 暦応三年七月日付内藤孫七軍忠状(内藤文書、『兵庫県史』史料編中世九)。なお、この軍忠状は、本来広峯又太郎の軍忠状であったが、後に細工が加えられ、内藤孫七の軍忠状に姿を変えている。この点については、依藤保「播磨内藤文書―播磨の内藤氏についての史料と解説―」(『郷土史研究賀毛』一四号、一九八五年参照)。
- (5) 建武五年六月日付貴志義氏軍忠状案(余田文書、『兵庫県史』史料編中世九)。
- (6) 『三田市史』第三卷(二〇〇〇年)古代中世史料所収の「中世城館資料」のうち「香下城」の項。
- (7) 暦応二年十二月十七日付足利直義下知状案(南部晋氏所蔵文書、『大日本史料』六一五、同日条には、祇園社領であった丹波国波々伯部保について「如(仁木)頼章請文者、当保(伯々)部保殊為諸方通用之用道之間、丹生寺香下寺凶徒等、依可得力、頼章權要害於当所、差遣軍勢之間」という記述がある。香下寺からは丹波方面へのアクセスも容易で、金谷勢が北上する可能性も考えられているのであろう。
- (8) 注(2)拙稿「南北朝内乱からみた西摂津・東播磨の平氏勢力圏」参照。なお、平氏と多田院との関係については、注(2)同書所収の川合康氏の論文「生田森・一の谷合戦と地域社会」参照。
- (9) 金谷勢がいつ鎮圧されたのかは不明であるが、観応元

年(一二三〇)十一月に足利尊氏が瓦林平次郎に對して「摂津国路次並香下寺城以下」の警護を命じている(同八月日付足利尊氏軍勢催促状、末古文書、『兵庫県史』史料編中世九)ことから、この頃までには幕府軍の優勢が確定していたと考えられる。

- (10) 暦応二年十月九日付島津忠兼軍忠状(越前島津文書、『兵庫県史』史料編中世九)。
- (11) 注(4)暦応三年七月日付内藤孫七軍忠状。
- (12) 注(5)建武五年六月日付貴志義氏軍忠状案。これに對して東側から石塔頼房が攻撃をかけたことについては、建武五年六月日付本田久兼軍忠状写(薩藩旧記、『南北朝遺文』九州編一一八九号)参照。ちなみに、この合戦に至るまでの久兼の戦歴は次の通りである。(出典はいずれも『南北朝遺文』九州編による。番号は同書の史料番号を示す)。
- 建武四年一月十八日 越前国敦賀城(建武四年四月日 本田久兼軍忠状写、九二六号)
- 建武四年十月十一日 大和国二上城(建武四年十月日 付本田久兼軍忠状写、一〇七〇号)
- 建武四年十月十九日 河内国東条城(同右)
- 建武五年三月十三日 八幡(建武五年三月日付本田久兼軍忠状写、一一六二号)
- 建武五年三月十六日 天王寺阿倍野浜(同右)
- (13) 注(12)建武五年六月日付本田久兼軍忠状写。

(14) 建武五年六月日付島津忠兼軍忠状(越前島津家文書、

『兵庫県史』史料編中世九)。

(15) 建武四年四月日付本田久兼軍忠状写(薩藩旧記、『南北

朝遺文』九州編九二六号文書)。

(16) 建武四年十月付本田久兼軍忠状写(薩藩旧記、『南北朝

遺文』九州編一〇七〇号文書)。

(17) 建武五年三月日付本田久兼軍忠状写(薩藩旧記、『南北

朝遺文』九州編一一六二号文書)。

(18) ちなみに『太平記』第十九卷「青野原軍事」は、京都

から青野原合戦に参加した武士を「大將軍ニハ越後守師

泰、同播磨守師冬、細川刑部大輔頼春、佐々木大夫判官

氏頼、同佐渡判官入道道誉、子息近江守秀綱、此外諸国

之大名五十三人都合一万余騎」としている。

(19) 暦応二年六月日付貴志義氏軍忠状案余田文書、『兵庫

県史』史料編中世一)。

(20) 建武五年九月五日付守護代沙弥円道遵行状(勝尾寺文

書、『箕面市史』史料編二、勝尾寺文書六一四号文書)。

(21) 建武五年は八月二十八日に暦応元年に改元されたが、

將軍足利尊氏による上野国長楽寺への地頭職寄進状長

楽寺文書、『大日本史料』六一五)が建武五年九月六日付

であることをはじめ、九月の十日過ぎまでは建武五年と

いう年号を使った文書が散見される。ゆえに、この遵行

状は厳密にいえば暦応二年九月五日とすべきであろうが、

建武五年であつてもとくに文書の真偽に影響しないと考

える。

(22) 暦応元年九月十八日付権律師光祐請文案(注20)勝尾

寺文書六一五号文書)。

(23) 『伊丹市史』第一卷(一九七一年)五三八頁。

(24) 建武五年八月日付石河兼光軍忠状(東京大学所蔵結城

白川文書、『南北朝遺文』東北編四一〇号文書)。

(25) 建武五年閏七月十四日付天野遠政軍忠状(前田家所蔵

天野文書、『南北朝遺文』中国四国編七七八号文書)。

(26) 以下、幕府側の武士田口重連の合戦を復元すると次の

ようになる。なお、この戦歴は注(12)の本田久兼の戦歴

とはぼ重なる。

建武五年三月十二日 八幡

三月十三日 河内国片野郡洞嶺

三月十六日 天王寺・阿倍野

五月十六日 堺浦

五月二十二日 堺浦浜手

五月二十五日 埴洛

(27) 建武五年三月日付石河兼光軍忠状(東京大学所蔵結城

白川文書、『南北朝遺文』東北編三八六号文書)。

(28) 建武五年四月十日付三戸頼顕軍忠状案(長門毛利家文

書、『南北朝遺文』中国四国編七四九号文書)。

(29) 建武五年七月十三日付三戸頼顕軍忠状(同右、七六五

号文書)。

(30) 例えば建武五年八月日付日賀田五郎兵衛入道玄向軍忠

状(『大日本史料』六一四、暦応元年五月二十二日条)によれば、玄向は十一日に八幡が落ちた後、十二日には大将(この軍忠状に証判を付した高師直であろう)の供をして帰洛している。

(31) 建武五年七月十四日付逸見有朝軍忠状(長門小早川文書、『南北朝遺文』関東編八五五号文書、八五六号文書)。

(32) 『園太暦』観応三年一月七日条。

(33) 以上、『太平記』の引用は三十八卷「和田楠與箕浦軍事付兵庫在家焼事」による。

(34) 注(2)拙稿「南北朝内乱からみた西撰津・東播磨の平氏勢力圏」。

(神戸大学大学院人文学研究科教授)